

## 東京都私立短期大学協会コンソーシアム単位互換規則

### (目的)

第1条 この規則は、東京都私立短期大学協会がコンソーシアム事業として行う単位互換について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (受け入れ)

第2条 単位互換に参加する短期大学の学生(当該短期大学を以下「所属短大」という。)が、単位互換に参加する他の短期大学(以下「受入短大」という。)の授業科目の履修及び単位の修得を希望するとき、受入短大の学長は、教育研究に支障のない限り当該学生を受け入れるものとする。

### (受け入れ学生の呼称)

第3条 この規則により受け入れる学生は、単位互換履修生と称する。

### (履修期間)

第4条 単位互換履修生の履修期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。

### (履修できる授業科目の範囲等)

第5条 単位互換履修生として履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数の上限、受け入れ学生数、対象年次及び受け入れ条件等については、受入短大の定めるところによる。

2 受入短大は、履修できる授業科目に関する次の事項について、所定の期日までにホームページ上で発表しなければならない。

- (1) 科目名
- (2) 単位数
- (3) 担当者
- (4) 履修期間
- (5) 曜日・時限・時間
- (6) 評価方法(成績評価)
- (7) 受け入れ学生数
- (8) 対象年次・受け入れ条件
- (9) 授業概要(講義要目)
- (10) その他科目履修に必要な事項

### (出願)

第6条 単位互換履修生として履修を希望する学生は、所属短大を経由して、所定の期日までに受入短大に願書を提出しなければならない。

(受け入れの決定)

第7条 受け入れの決定は受入短大において行い、その結果を所属短大に所定の期日までに通知するものとする。

(受け入れの取り消し)

第8条 前条により許可された単位互換履修生が、受入短大の学則等に反した場合は、当該短期大学の学長は受け入れ許可を取り消すことができる。

(履修及び単位修得の方法)

第9条 単位互換履修生の履修及び単位修得の方法は、受入短大の定めるところによる。

(成績の報告)

第10条 受入短大は、単位互換履修生の成績について、所属短大に所定の期日までに報告するものとする。

(単位の認定)

第11条 所属短大は、前条の報告に基づき、学生が修得した単位について、当該短期大学の定めるところにより単位を認定する。

(授業料等の取り扱い)

第12条 単位互換履修生については、検定料、登録料及び授業料を徴収しない。ただし、実験等で特別にかかる費用については、実費を徴収することができる。

(協議)

第13条 この規則に定めのない事項については、所属短大と受入短大において協議するものとする。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。